

平成 2 9 年度  
第 3 回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第3回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成29年10月10日（火）午後2時開会

開催場所 J A香川県高松市中央一宮支店 2階会議室

出席委員 19人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 17番 花澤 均
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 24番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 3番 佐竹 博巳
- 16番 妹尾 嘉起
- 18番 原田 和幸
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主幹 豊島 俊治
- 主査 森 亮介
- 主任主事 寺井 康弘

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農地改良に係る届出について
- 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第10号 みどり豊でうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の  
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意  
見について
- 議案第12号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について
- 議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定に  
ついて
- 議案第14号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について
- 議案第15号 農地利用集積計画の決定について
- 議案第16号 平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善  
意見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から平成29年度第3回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中19人で定例総会は成立しております。

なお、佐竹委員、妹尾委員、原田委員、橋田委員、神内委員の5名から欠席の連絡を受けています。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は7番高砂委員、9番森口委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、賃借人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、賃借人の健康上の理由により農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

1番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1番のとおりです。

2番は、借人が労力不足のため返還を受けたもので、別の農家に貸し付ける予定です。

3番も、借人が労力不足のため返還を受けたもので、別の農家に貸し付ける予定です。

4番は、貸人が別の農家に貸し付けるため返還を受けたものです。

5番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

6番も、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について3件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について6件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を会長職務代理者の高砂委員より報告をお願いいたします。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回の特別現地調査委員は、三笠委員、森口委員と、私の3名で、現地調査を実施しました。

なお、今回は、農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案に係る香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査対象案件はありませんでした。

内容につきましては、現地調査委員を代表して森口委員から報告をお願いします。

**森口委員** 現地調査委員の森口です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立木太北部小学校南東150メートルに在り、ドラッグストアの店舗の敷地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道牟礼・中新線に近く、スーパーマーケットに隣接し相乗効果による集客も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、店舗を建築する法人との契約書も添付され転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,333.94平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成17年5月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番と6番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作の利便性を向上させるためのもので、放流先の都合上、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、どちらの申請地も昭和40年ごろに設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、農業用施設であることから、無断転用とはなりません。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地は申請地のみで、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、申請者が経営する土木建築会社への貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所の近隣であり利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当

であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年6月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が371平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借4番に関連しています。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年7月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が617平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するために宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地の一部は昭和60年ごろに建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が537.23平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について9件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を会長職務代理者の高砂委員より報告をお願いいたします。

**高砂委員** 現地調査委員の高砂です。

今回は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案に係る香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査対象案件はありませんでした。

内容につきましては、現地調査委員を代表して森口委員より報告をお願いします。

**森口委員** 現地調査委員の森口です。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し

あげます。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立鶴尾小学校北800メートルに在り、檀紙町に主たる事務所を置き訪問介護、有料老人ホームを運営している転用者が増加する利用需要に応えるため診療所・薬局等を併設した複合型の老人ホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、9月29日付けで供用開始された市道木太・鬼無線沿いで交通の利便性が良く、自然環境にも恵まれ利用が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用公衆用道路が42.02平方メートル有ります。

なお、後ほど説明します5条特別議案賃借権1番と関連し一体利用するもので、総合計面積は3,792.76平方メートルになります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立木太小学校東550メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、西側一体は都市計画用途地域で、転用者の関連会社が経営する共同住宅に隣接し開発道路・公共下水の利用も可能であり、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が85.96平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページを御覧ください。賃借権について説明します。

1番の申請地は、先ほど説明しました特別議案所有権1番と関連しており、地権者の希望により賃借権を設定し、総合計面積3,792.76平方メートルの老人ホーム用地として一体的に転用申請するものです。

所有権1番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権2件、賃借権1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、県外在住の母が高松市で暮らすこととなり、母が建築する非農家の自己住宅の敷地造成用地として息子が転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和38年ごろに造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、不動産業を営んでおり、グループ会社の事業量の増大により資材置場が手狭となったことから、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,787.03平方メートル有ります。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から50メートルと近く、周辺は学校、コミュニティセンターも整い宅地化が進ん

だ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年5月に造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年4月に造成されておりますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が366.90平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5ページを御覧ください。

10番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に接し宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番の転用者は、不動産業を営んでおり、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年11月に建築・造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が291.60平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、住宅への進入路が狭いことから、進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、進入路の拡幅であるため他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成23年9月に一部造成済みで道路として利用されていますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、父・伯父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家から近く、農作業の手伝いがし易く将来的に両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から100メートルと近く、周辺は商業施設も整い共同住宅や分譲住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・王越・坂出線から40メートルと近く、周辺は宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校、コミュニティセンター等の公共施設も整い宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、住宅への進入路が狭いことから、進入路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、進入路の拡幅であるため他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番の転用者は、建築工事業を営んでおり、事業量の増大により倉庫及び来客・社員用駐車場が手狭となったことから、倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地と事業所は高松市道を挟んで向かい側にあるため利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が93.90平方メートル有ります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

6ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業を営んでおり、社員住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成22年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番の転用者は、建設業を営んでおり、ビルの建設工事に伴い仮設事務所用地として平成29年11月1日から31年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業場所に近接しており作業性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、3番と同じ工事に伴い、仮設露天駐車場用地として平成29年11月1日から31年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、工事現場に近接しており作業性も良いことから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、土木工事業を営んでおり、高松土木事務所発注の急傾斜地崩壊対策工事に伴い仮設事務所及び露天資材置場用地として平成29年10月21日から30年3月1日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

7ページを御覧ください。

1番は、妻所有の農地を借り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が82.54平方メートル有ります。

3番は、夫所有の農地を借り受けて共同施工により農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住宅の拡張であり他の土地に代えてすることが転用できないことから、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、昭和55年1月に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、

転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が422.95平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、現住宅の老朽化により生活に支障が生じたことから、敷地を拡張し新たな住宅を建築し現住宅は居室として利用するものです。

4番は、申請者が代表を務める会社の事業量が増大したため兄所有の農地を借り受けて貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所から100メートルと近く、高松市道にも面しており利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年6月に建築・造成済みですが、隣接関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第4条第1項による許可申請8番に関連しています。

5番は、母所有の農地を借り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く将来的に両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が28.32平方メートル有ります。

6番は、義母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が52.25平方メートル有ります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権18件、賃借権4件、使用貸借6件、計28件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、農業後継者である子へ世帯内部分贈与するもので、取得後は水稻を栽培するものです。

3番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して果物を作付けするものです。

下限面積要件を満たしていませんが、農地法施行令第2条第3項第3号の「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地」に該当し許可相当と考えます。

4番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する現在申請地を借り受けている孫に譲り渡すもので、取得後はアスパラガスを作付けするものです。

5番は、農業を廃止する譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

6番は、子へ一括贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

7番は、農業後継者へ世帯内部分贈与するもので、取得後はピワ及びトマトを栽培するものです。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、譲渡人が労力不足であることから、農業を開始する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜と花卉を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番・2番に関連しております。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権11番及び使用貸借3番に関連しております。

9ページをお開きください。

11番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り

渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権10番及び使用貸借3番に関連しております。

12番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

10ページをお開きください。

1番及び2番は、新規営農を希望する譲受人が使用貸借するもので、野菜とビワを作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による所有権9番及び使用貸借1番・2番に関連しております。

3番は、経営規模拡大を希望する譲受人が使用貸借するもので、水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による所有権10番及び11番に関連しております。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権12件、使用貸借3件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

11ページをお開きください。

1番は、昭和63年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番から4番までは、平成17年ごろから道路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明するこ



とに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたします。

次に、議案第8号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第8号 農地改良に係る届出について御説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、良質花崗土を10センチメートル盛土を行い、水稻栽培の作業効率の向上と収穫量の増加を図るものです。

以上、議案第8号 農地改良に係る届出について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地改良に係る届出については、受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号は届出のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたします。

次に、議案第10号 みどり豊かであらうのおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の2ページをお開きください。平成29年9月19日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

3ページをお開きください。

平成29年9月14日付けで牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出され意見照会があったものです。4ページ以降には位置図、現況平面図、利用計画図、断面図、求積図、緑化計画図を付しています。

1ページをお開きください。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から600メートル東に位置する牟礼町字北山田の山林0.5303ヘクタールです。土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）です。

変更内容は採石事業継続に伴う開発計画の延長36箇月であり、完了日を平成29年10月19日から32年10月19日に変更するものです。

9月26日に牟礼地区担当委員と地区担当職員とで採石場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺には農地はないが裾野には農地があるため地元委員と協議した結果、開発による直接の影響はないと判断されますので、高松市長には「開発に当たっては、開発区域の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号は原案のとおり意見決定し回答することに決定いたします。

次に、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の2ページをお開きください。

平成29年9月20日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見

照会がありました。

4 ページをお開きください。

平成29年9月15日付けで牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出され意見照会があったものです。

8 ページ以降には位置図、計画平面図、断面図を付しています。

1 ページをお開きください。

申請者及び申請地は、議案第10号の資料1で御説明しました事案と同一であり、現地調査も土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しております。

以上のことを踏まえて、地区担当委員と協議した結果、直接の影響はないと判断されますので、高松市長には「本採取計画に当たっては、採石場の裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号については原案のとおり意見決定し回答することに決定いたします。

次に、議案第12号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第12号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

1 ページのとおり、平成29年8月29日付けで高松市環境指導課長から高松市産業廃棄物処理業の許可に関する事務処理要綱第13条第3項の規定による産業廃棄物処理施設の設置等に係る問題点について意見照会がありました。

施設の概要は2ページの事前指導申出書のとおりで、その詳細は5ページから10ページまでの事業計画書のとおりです。

設置予定者は、平成17年2月から照会地において産業廃棄物処理業を営んでいますが、ペットボトルの適正処理のため既存処理場内に新たに圧縮施設を追加して利用しようとするもので、いずれの施設も建物内部に設置し廃棄物や粉じんの飛散防止設備も装備されるほか、排水やガスの発生は伴わない計画となっています。

9月25日に国分寺町の委員と地区担当職員で現地調査を実施し地区部会で審議した結

果、3ページの地図のように、施設と農地は近接しておらず農作物への影響は考えにくいとの意見でしたが、不測の事態が起きないように注意を喚起し万全を期す意味から、1ページ最下段5の農業委員会の意見（案）のとおり「産業廃棄物処理施設は、農地以外の土地の既存施設内に設置されるもので、農地法に係る許可等の必要はないが、廃棄物の処理に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答しようとするものです。

以上、議案第12号 産業廃棄物処理施設の設置に係る問題点について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号は原案のとおり意見決定し回答することにいたします。

次に、議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

**森主査** 議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について御説明いたします。

地籍調査は、国土調査法に基づき本市が事業を実施しております。

資料4の2ページをお開きください。

平成29年9月5日付けで高松市長から地籍調査に係る庵治町における農地の地目認定について照会がありました。

同月21日に庵治地区担当委員・事務局職員と地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については、3ページ・4ページにある農地変更調書の農業委員会意見欄に案として記載しております。

また、5ページに変更前、6ページに変更後の調査図を付けています。

3ページを御覧ください。

1番は地目が田であります、現況が宅地ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。

3番は地目が畑であります、現況が山林ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。

以下同様に現況に合わせて回答する予定であります。1ページに回答の概要をまとめておりますので、1ページをお開きください。

農地変更調書の右部分の地籍調査後の土地の表示16件全てが農地以外であります。なお、農地以外の土地については、現況及び利用状況から判断し地区担当委員と協議した

結果、高松市長には「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、原状回復命令を発する事案はありません」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号は原案のとおり意見決定し回答することに決定いたします。

次に、議案第14号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**豊島副主幹** 議案第14号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について御説明申しあげます。

資料5を御覧ください。

平成29年9月1日付けで香川県環境森林部長から真名屋敷鳥獣保護区の存続期間の更新について意見照会がありました。

真名屋敷鳥獣保護区は昭和62年に香川県知事が指定しましたが、平成19年度に更新した存続期間が本年11月14日に満了することから、平成39年11月14日まで存続期間の更新を行うことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき意見を求められているものです。

同保護区の区域は、2ページのとおりで、3ページの位置図の16番で示しているところです。

4ページを御覧ください。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域であり、狩猟等による鳥獣の捕獲の禁止等の規制がありますが、鳥獣による生活環境や農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う有害鳥獣捕獲については、市の許可を受けた上で、鳥獣保護区でも行うことができます。

1ページを御覧ください。

第4地区部会における協議の結果、香川県環境森林部長には、1 存続期間の更新に係る賛否については「賛成」とし、2 理由については「下記のとおり」とし、3 その他要望事項として「イノシシ・サルによる農作物被害は深刻化・広域化していることから、鳥獣被害防止対策事業を強化するとともに、鳥獣被害対策に関する情報と集落ぐるみの取組を中心とした総合支援により農作物被害を一定レベル以下に抑え、人と野生鳥獣が

棲み分けできる状態の確保に努めていただくことを条件に賛成する」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第14号 鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号に係る意見については原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第14号は原案のとおり意見決定し回答することにいたします。

次に、議案第15号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。

資料6をご覧ください。

平成29年10月6日付けで高松市長から農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定を求められております。

資料2枚目の裏面を御覧ください。

平成29年10月31日公告予定で8月17日から31日にかけて第1地区から第7地区までで開催しました農業相談会において申出がありました利用権の設定筆数等を集計表にしたものです。

全体の合計が1,045筆、面積は1,046,093.05平方メートルで、集計表には出ていませんが、申出件数は371件です。

資料3枚目はその内訳であり、表面が通常の利用権設定、裏面は農地中間管理事業を集計したものです。

表面の通常の利用権設定につきましては、合計筆数が670筆、合計面積が659,168.34平方メートルとなっております。

裏面の農地中間管理事業につきましては、合計筆数が375筆、合計面積が386,924.71平方メートルとなっており、今回の農地集積面積の約3割7分を占めています。

利用権設定各筆明細1ページの番号1100番から44ページの1744番までが通常の利用権設定で45ページの1800番から70ページの1927番までが公益財団法人香川県農地機構の農地中間管理事業を活用した貸借です。

以上の計画内容は、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の規定による全部効率利用要件や農作業常時従事要件等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される各要件を満たしております。

以上、議案第15号 農用地利用集積計画の決定について御審議いただきますよう、よ

ろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第15号については異議のない旨回答することに決定いたします。

次の議案、第16号 平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見については、内容及び量から事務局の説明に時間を要することとなりますので、先に、報告案件について事務局の説明を求め、その後に本件について御審議いただくことにします。

それでは、報告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

**多田農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成29年9月7日から同年10月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が10件、9月議決分といたしまして4条が16件、5条が33件、合計で4条が17件、5条が43件です。

許可保留件数につきましては、8月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、9月議決分といたしまして4条が3件、5条が10件、合計で4条が3件、5条が17件です。

取下げにつきましては、ございませんでした。

次に、許可保留について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

4条関係で、9月議決分の12番が開発許可・道路工事承認未了により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

同じく4条関係で9月議決分の17番が併用地内の排水経路配置調整で、また、18番が四電系統連系最終調整未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で、7月議決分の1番、25番が開発許可未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係で、8月議決分の2番、3番が道路工事承認未了により、また、8番

が直近事業造成工事未了により、10番が開発許可・直近事業造成工事未了により、17番が開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく5条関係で、9月議決分の2番が直近事業造成工事未了により、さらに、5番が開発許可未了により、6番が開発許可・直近事業造成未了により許可保留となっております。また、7番・9番・11番が開発許可未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

17番が開発許可未了により、21番が開発許可・直近事業造成工事未了により、使用貸借の2番が建築基準法道路許可未了により、4番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号 平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**西谷農政課長補佐** 議案第16号 平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）について御説明申し上げます。

資料7を御覧ください。

この改善意見につきましては、農業委員会法第38条第1項に基づき市長に提出するものです。

10月23日の月曜日に、三笠会長を始め各役員にお集まりいただき提出していただく予定でございます。

また、この意見につきましては、各農業委員、農地利用最適化推進委員に本年7月下旬から8月10日まで意見募集をいたしましたところ、高砂会長職務代理者、太田委員、谷口委員、宮武委員さん、藤澤武推進委員、真鍋芳治推進委員、森西推進委員の7人の方から御意見をいただきましたのでその意見を盛り込んだ内容となっております。

構成でございますが、昨年度と同様に農地等利用最適化推進の3つの項目であります「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」と「その他の施策」の4つの大項目にまとめております。なお、小項目の数につきましては、昨年度の29項目から9項目を廃止し、2項目を1項目にまとめ、新たに10項目を加え29項目となっております。

まず、前文でございますが、1ページの1行目から2ページの1行目までは国の動向や我が国の農業・農村を巡る情勢について記載しております。

また、2ページの2行目以降は、本市及び本市農業委員会の取組を述べますとともに、農業者・農業協同組合・市・関係機関が連携強化の下、農村社会が維持してきた農業の持つ多面的機能を次世代に引き継げる、また、若者が魅力ある産業として農業に取り組



める施策・事業を進める必要があることを述べ、本意見書の提出理由を説明しております。

次に、大項目の1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善についてですが、5つの小項目となっております。

まず、(1)は認定農業者等担い手が農業機械を更新する場合の補助要件の緩和と、小規模零細農家等多様な担い手に対する補助制度の創設についての意見で、今回新たに加えた項目でございます。

なお、多様な担い手に対する補助制度の創設の意見につきましては太田委員、藤澤武推進委員からの御意見を反映させていただきました。

次に、(2)は第1段落目は集落営農組織の確保・育成とその推進に当たって多面的機能支払組織と連携を図ることについて述べており、昨年度から引き続いての要望でございます。高砂会長職務代理者からの御意見を反映させていただいております。

また、第2段落目は集落の農地全てを農地中間管理機構が借り受けた上で、集落の担い手が営農部門と地域資源管理部門を担う法人を設立し、その法人に貸し付け、さらには、法人は直接経営するほか、個々の担い手に特定農作業受委託を行うなど新たな農地中間管理事業の取組の推進についての要望でございます。宮武委員、森西推進委員からの御意見を反映させていただいて追加したものです。

次に、(3)は農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施する際の面積要件の緩和と本基盤整備事業と集落営農推進強化事業を一体的に実施し、圃場整備率を引き上げる要望で、今回新たに加えた項目でございます。

次に、(4)は農地中間管理事業については機構に貸し付ける場合に限って、固定資産税の納税者等、相続人の代表者の同意で貸し付けることができるなど、法的な仕組みの構築を求める要望で、今回新たに加えた項目でございます。

次に、(5)は平成30年度に「高松市農業振興地域整備計画」が変更されることになっていますが、新たな整備計画は29年度に行う基礎調査を適正に反映させるとともに、農業振興地域制度の適正な運用を図り優良農地を確保することを求める意見で、昨年度に要望した項目でございますが、30年度に「高松市農業振興地域整備計画」が変更されることに対応した文章としております。

次に、大項目の2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善についてでございますが、8つの小項目となっております。

まず、(1)は中山間地域等直接支払事業の利用拡大と制度の継続・拡充、また、里山環境の適正な管理・保全が図られるよう支援措置の拡充を求める意見でございますが、これは昨年度に引き続いての項目で、高砂会長職務代理者の御意見を反映させていただいております。

次に、(2)は「多面的機能支払交付金事業」の利用拡大に関する意見ですが、これも

昨年度に引き続いての項目で、真鍋芳治推進委員の御意見を反映させていただいております。

次に、(3)は第1段落目の「環境保全型農業直接支払」に基づく営農活動の促進については昨年度と同じでございますが、第2段落目の有機農業に取り組む農業者を有機JAS認証取得へ誘導するとともに、堆肥を効果的に活用するための耕種農家と畜産農家の連携による地域内資源の循環の推進に関する意見を追加しております。

次に、(4)は「荒廃農地等利活用促進交付金事業」の有効活用を図るため制度の周知と補助要件の緩和等に加えて、再生作業に要するモア等の機械設備の購入に対する補助制度の創設、また、草刈り等をシルバー人材センター等に依頼した場合の補助制度の創設についての意見でございます。

次に、(5)は県の「オリーブ生産拡大総合支援事業」やキウイフルーツなどの「さぬき讚フルーツ拡大支援事業」を活用した耕作放棄地の解消と生産拡大を促進に関する意見でございますが、昨年度と同様の項目でございます。

次に、(6)は平成29年からの新たな「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」の制度の周知と補助率の引上げに関する意見でございます。

次に、(7)は本市においては、県の「放置竹林整備推進事業補助金」に上乗せ補助を行っていますが、更なる支援の充実・強化と伐採竹の有効資源化の推進についての意見ございまして、伐採竹の有効資源化の推進については、宮武委員の御意見を反映して加えたものです。

次に、(8)は有害鳥獣等被害防止対策としての防護柵設置補助制度についての予算の増額要望、また、新たな「高松市鳥獣被害防止計画」に基づき、銃猟免許所持者を始めとする捕獲従事者を確保し「鳥獣被害対策実施隊」による捕獲・防護・環境整備を一体的に実施するなどの意見ございまして、昨年度に引き続いての項目でございます。

次に大項目の3 新規参入等担い手に関する施策の改善についてでございますが、7つの小項目となっております。

まず、(1)ですが、新規学卒者を始め、U・J・Iターン希望の若者や農外企業を対象とした就農・就業相談やマッチング活動の充実。そして、農業次世代人材投資資金の十分な予算確保と、青年就農者が「人・農地プラン」に円滑に位置付けられるよう支援すること。さらに、ICTなどのスマート農業技術の導入支援についての意見でございます。

次に、(2)は平成29年度からの農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）の対象者に対するサポート体制のうち、新規就農者が途中で挫折、離農することのないよう「経営・技術」の分野においてサポートする支援体制の充実・強化に関する意見ございまして、新規の項目でございます。

次の、(3)は「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」の拡充に関する意見ございまして、新規の項目でございます。

次に、(4)は昨年度の中山間地域等における、新規就農への誘導策となり得る独自の就農支援制度の創設についての意見に、今年度は国の「中山間地農業ルネッサンス事業」の活用に関する意見を追加しております。

次に、(5)は地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性の経営発展を促進する取組の強化についての意見でございます、新規の項目でございます。

次に、(6)は主食用米の計画的な生産を継続するとともに、主食用以外の飼料用米等の生産拡大や耕種農家と畜産農家の耕畜連携によるWCS用稲の生産拡大に向けた支援に関する意見でございます、昨年度と同様でございます。

次に、(7)は肉用牛肥育農家の生産基盤を強化するため、収益性を向上させる既存の「畜産競争力強化対策整備事業」と素牛を供給する繁殖農家と連携した新たな枠組や繁殖農家と肥育農家を集約化し、一貫経営が行える体制構築についての意見でございます、新規の項目でございます。

次の大項目の4 その他農業・農村を取り巻く施策の改善についてでございますが、9つの小項目となっております。

まず、(1)は平成30年産以降の米政策の見直しに当たっては、高松市地域農業再生協議会を中心に、需給安定に向けた体制の整備を求める意見でございます、今回新たに加えた項目でございます。

次に、(2)は平成31年産から導入する収入保険制度について、制度の周知や、加入促進と円滑な移行のための対策を講じることを求める意見でございます、今回新たに加えた項目でございます。

次に、(3)は農業生産工程管理(GAP)の普及・拡大に関する意見でございます、これも今回新たに加えた項目でございます。

次に、(4)は、県が推奨する「さぬき讚フルーツ」や「高松産ごじまん品」、収益性が高い農産物の生産の推奨・振興、また、商品価値を高め競争力のあるブランドとするため、商標(JAS)や地理的表示保護制度(GI)など知的財産を戦略的に活用することに関する意見。

さらに、県オリジナルの「おいでまい」や「さぬきの夢2009」の需要に応じた生産拡大を図ることに関する意見でございます。

次に、(5)は香川の希少野菜の消費拡大と生産振興を図るため、「讚岐野菜」としてマーケットイン発想のブランド化を要望する意見でございます、昨年度と同様の項目でございます。

次に、(6)は産地直売所に関する意見でございます昨年度に引き続いての項目ですが、直売所出荷者を育てる農業塾、営農指導部署と連携した新作物講習会、遠距離地区向けの集荷便などの取組の強化に関する意見を加えております。

次に、(7)は地産地消・食育を推進するため第3次食育推進基本計画に基づき毎年6

月を「食育月間」、毎月19日「食育の日」として定め食育推進運動を重点的かつ効果的に実施すること。また、消費者と交流し農村文化の情報が発信できる拠点が必要であることから、香南アグリーム等の利活用の促進についての意見でございます。

次に、(8)は学校給食における米飯給食を週4回程度と実施回数を増やすとともにカントリーエレベーターの今摺米の利用など地元農畜産物の更なる使用拡大に関する意見や、伝統的な食文化を家庭・学校・保育所等で伝えていく食農教育への支援を強化し、全ての小・中学校において農業体験や出前授業などの取組を一層推進することを求める意見でございます。昨年度から引き続いての項目です。

最後に、(9)は今年度高松市立地適正化計画の素案が策定されましたことから、昨年度の内容を一部修正し、農住調和形成ゾーンである居住誘導区域外の一定以上の農地がまとまっている地域については、都市計画と農業振興地域整備計画の一体的な運用により農地の保全を図ることを要望しております。

以上、議案第16号 平成30年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について御審議をお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

**川西事務局長** 議長。

**議 長** 川西事務局長発言を許可します。

**川西事務局長** 西谷補佐より説明しました今年新たに加えた意見は委員の名前を読み上げていますが、変更なしという意見も従来委員さんから要望いただいたもので当局の改善が見られないものについては引き続き改善意見として残しております。

**議 長** その他御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号については原案のとおり決定し市長への改善意見とすることに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第16号については原案のとおり決定し市長への改善意見とすることにいたします。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。これで平成29年度第3回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時44分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員